

吉岡町立明治小学校いじめ防止基本方針（平成30年4月一部改訂）

いじめの定義

いじめとは、「子どもが一定の人間関係のある者から、心理的・物理的攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」で、「いじめか否かの判断は、いじめられた子どもの立場に立って行う」としています。（文部科学省）

つまり、「強い・弱い」等の印象や子どもの様子、回数にとらわれ、表面的・形式的に深刻さを判断することのないよう、いじめられた子どもの立場に立って判断することが求められています。（県教委いじめ問題対策マニュアルより）

1 いじめに対する基本的な認識

- (1) いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。
- (2) いじめは人権侵害であり、人間として許されない行為である。また、いじめを受けている児童の教育を受ける権利を侵害し、その心身の健全な発達及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがある行為である。
- (3) いじめは、どこの学校でも、どの学級でも、どの子供にも起こり得るものである。
- (4) いじめの根絶には、学校はもとより、家庭や地域社会、関係機関等が一体となって取り組む必要がある。
- (5) こうした認識のもと、以下の点を念頭に置き、いじめの未然防止、早期発見・解消に組織的に取り組む。
 - ・教育活動全体を通じて人権教育を実施し、いじめを絶対に許さない学校をつくる。
 - ・いじめられている児童の立場に立ち、絶対に守り通す。
 - ・いじめる児童に対しては、毅然とした対応とねばり強い指導を行う。
 - ・保護者との信頼関係の確立、地域や関係機関との連携協力に努める。

2 いじめの未然防止に向けた取組

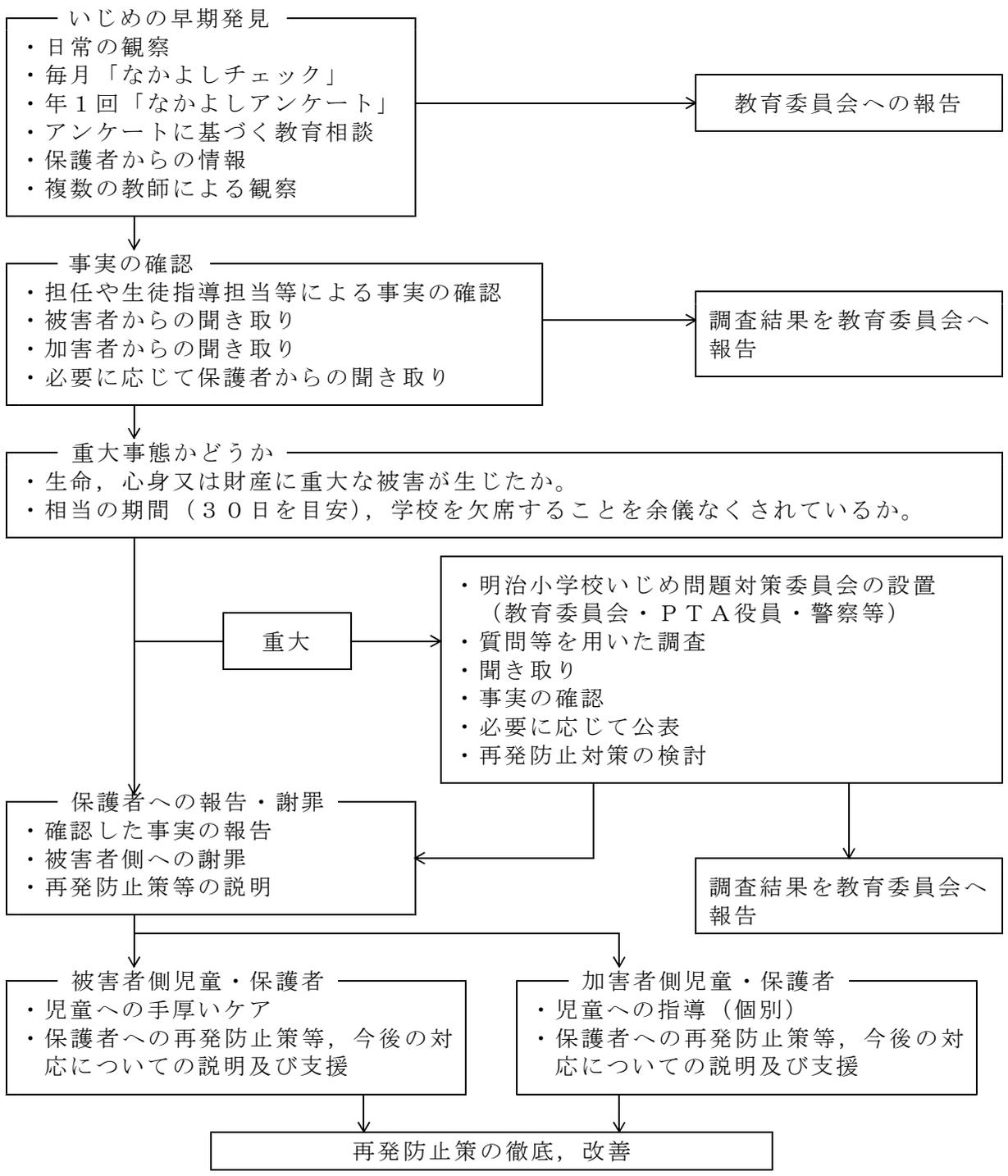
- (1) 分かる授業づくり、すべての児童が参加・活躍できる授業づくりを進めるとともに、授業中における積極的な生徒指導を充実させる。
- (2) 教師と児童、児童相互に温かな人間関係が醸成された、規律正しい学級づくりを進める。
- (3) 道徳科の時間を要として、善悪の判断力や規範意識を高めるとともに、思いやりや感謝の心、助け合う気持ちなどを養う。
- (4) 学級活動や児童会活動が、児童の自発的、自治的な活動となるように指導・援助する。
- (5) 児童がいじめを自分たちの問題として受け止め、いじめを防ぎ・なくすためにできることを主体的に考えて行動できるような働きかけを進める。
- (6) 学校生活における不安や悩みを解消するため、アンケートや担任による相談活動を充実させるとともに、スクールカウンセラーを活用する。また、必要に応じて、県内の相談窓口を紹介する。
- (7) 教職員のいじめへの対応力の向上を図るため、事例研究等を取り入れた研修を行う。
- (8) 教職員の不適切な認識や言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように注意を払う。
- (9) 校務支援システムの導入や校務処理のICT化を進め、教職員が児童と向き合える時間を確保する。
- (10) 学校からの通信やHPを通して学校のいじめに対する取組を伝え、保護者や地域と協働していじめ問題の早期発見・解消に努める。
- (11) 学校公開やPTA行事に合わせて講演会を開くなどして、携帯電話やインターネットに関わるいじめ問題についての保護者への啓発活動を行う。
- (12) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

3 いじめの早期発見と早期解消に向けた対応

- (1) 基本的な姿勢
 - ① 早期発見のために

- ア 子供と向き合う時間を確保する。
 - イ 子供の声に耳を傾け，子供の行動を注視する。
 - ウ 全教職員で情報を共有するとともに，保護者とも情報を共有する。
 - エ 地域と日常的に連携する。
- ② 早期解消のために
- ア いじめられている子供，保護者の立場に立って事実確認を行う。
 - イ 学級担任等が対応を抱え込むことのないよう，学校全体で組織的に行う。
 - ウ 校長は事実に基づき，子供や保護者に説明責任を果たす。
 - エ いじめの子供には，行為の善悪をしっかりと理解させ，反省・謝罪をさせる。
 - オ 法を犯す行為に対しては，早期に警察等に相談して協力を求める。
 - カ いじめが解消した後も，保護者と継続的に連絡をとる。
 - キ 必要に応じて，県が設置しているサポートチーム等の活用を図る。

(2) 早期発見と早期解消に向けた具体的な対応



4 いじめ防止に関わる年間計画

時期	教職員の取組	児童の取組	評価改善の取組
4月	○「明治小いじめ防止対策基本方針」の共通理解と、保護者への公表・周知	・なかよしチェック ・なかよし集会 ・1年生を迎える会 ・通学班会議	
5月	○家庭訪問 ○児童を理解する会 ○前期人権週間	・なかよしチェック ・なかよし集会 ・児童会あいさつ運動 ・いじめ防止強化月間	
6月	○学校評議員会 ○明治っ子守り隊会議 ○人権集会（人権擁護委員） ○指導主事訪問	・なかよしチェック ・なかよし集会	
7月	○民生児童委員との情報交換 ○校内研修	・なかよしチェック ・人権ポスター作成	
8月		・大樹町との交流事業（希望者）	
9月	○児童を理解する会 ○運動会	・なかよしチェック ・なかよし集会 ・運動会団別活動	
10月	○教育相談（保護者と担任） ○指導主事訪問	・なかよしアンケート ・なかよし集会	
11月	○後期人権週間 ○親子メディア教室（4年）	・なかよしチェック ・なかよし集会	
12月	○人権講話	・なかよしチェック ・なかよし集会 ・いじめ防止強化月間 ・人権作文作成 ・いじめ防止子ども会議	学校評価
1月	○児童を理解する会	・なかよしチェック ・なかよし集会 ・園児児童生徒意見発表会	
2月	○学校評議員会 ○民生児童委員との情報交換会	・なかよしチェック ・なかよし集会 ・児童会あいさつ運動 ・ボランティアの方々に感謝する会 ・6年生を送る会	いじめ防止推進委員会による評価・改善
3月		・なかよしチェック	

5 校内組織

- (1) いじめ防止推進委員会
 - ・ 構成員：管理職，教務主任，各学年生徒指導主任，生徒指導担当，教育相談担当，児童会担当，養護教諭
 - ・ 内 容：明治小いじめ防止基本方針の点検・評価・改善
- (2) いじめの兆候や発見時の組織
 - ・ 構成員：管理職，教務主任，当該学年主任，当該担任，生徒指導主任，教育相談担当
 - ・ 内 容：事実の調査と確認，解決策・再発防止策の検討と実施，全体での共通理解と取組の強化
- (3) 重大問題（相当期間の欠席等）発生時の組織 [いじめ問題対策委員会]
 - ・ 構成員：いじめ防止推進委員会＋町教育委員会職員＋P T A役員＋関係機関（児童相談所等）職員
 - ・ 内 容：事実の調査と確認，解決策・再発防止策の検討，教育委員会への報告
- (4) 重大問題（自殺等）発生時の組織 [いじめ問題対策委員会]
 - ・ 構成員：いじめ防止推進委員会＋教育委員会職員＋P T A役員＋関係機関（警察，児童相談所等）職員＋S Cスーパーバイザー
 - ・ 内 容：事実の調査と確認，解決策・再発防止策の検討，調査結果の保護者への報告，児童・保護者の精神的ケア，報道機関等への対応